

１．競争の枠組みについて

- (１) 既に日本における公正競争条件の整備は十分進んでおり、諸外国と比べて遜色ないものとなっております。
 - (２) その結果、市内電話市場においても料金値下げが急速に進みつつあります。従って、接続ルールの見直しにあたっては、設備のボトルネック性に注目して、既存の規制の中で真に必要な項目に規制範囲を限定すべきと考えます。
 - (３) 接続ルールは既存の全国整備された設備のオープン化を目的に制度化されたものがありますが、ＩＰ系を中心に電気通信分野の競争環境は激変しており、この新たな分野に対しては、設備のボトルネック性は存在しないことから、既存の接続ルールを適用すべきではなく、基本的には市場競争に委ねるべきと考えます。
 - (４) ＩＴ革命の促進には、安定的・継続的なＩＰ系サービスの提供が極めて重要であり、投資インセンティブを削がない環境を作る必要があります。
- (ＮＴＴ東西)

昨年、ＭＤＦ接続やコロケーションルールの策定など地域通信市場に対する競争促進政策がようやく整備されましたが、現状ではまだＮＴＴ東西が市場を独占的に支配している状況は大きく変わってないと認識しており、競争政策が十分かどうかの判断は今しばらくその成果を見守る必要があると考えます。

従いまして、市場にゆだねるべきところをゆだねるべきであるのは当然であります。市場を独占している事業者が存在している以上、シェアの低下による競争促進の効果が確かめられないうちから、競争政策が整ったからといって行動の自由を得られることは競争促進から考えて本末転倒ではないかと考えます。接続ルールを見直しにあたっては、設備のボトルネック性のみならず、市場の支配力にも着目すべきだと考えます。

また、ＩＰ系サービス（データ通信）においてもＮＴＴ東西がアクセス回線のほとんどのシェアを持っている間はボトルネック性が存在していると考えます。固定インターネットアクセス回線については、ＦＷＡやケーブルテレビインターネットなど多様な手段が出てきたことは事実ですが、これらが相当の（少なくとも３０％程度）のシェアを獲得しないうちは、ボトルネック性は依然存在しているとみなすべきと考えます。

投資インセンティブを削がないために、市場開放度に応じて業務範囲の拡大の自由を与えるインセンティブ規制が有効だと考えます。

２．光ファイバーの接続料について

- (１) これから敷設する部分が多い光ファイバ設備については、各事業者の設備投資のインセンティブを確保し、設備ベースの競争をより促進するような競争政策を基本とすべきと考えます。
 - (２) 光ファイバ設備は非規制とし、設備構築や料金設定についても、競争環境下における市場メカニズムに委ねるべきであると考えます。
 - (３) 当社としては、自主的な経営判断に基づき、今後も光ファイバ設備の積極的な利用促進に努めていきたいと考えております。
 - (４) 光ファイバは、今後の競争環境の進展に応じて価格形成が行われていくことから、地域別の料金も事業者の判断で柔軟に設定可能とすることで、設備投資インセンティブと公正な競争条件が同時に確保されるものと考えます。
- (ＮＴＴ東西)

接続ルールの見直し第１次答申案でも指摘されていた通り、光ファイバ設備の回線数（利用回線ベース）はＮＴＴ東西が全国平均で８５％を占めており、ボトルネック設備であることは明らかであります。従いまして、指定電気通信設備として、コストベースで接続料金が設定されることは当然と考えます。

３．定額制接続料金

- (１) インターネット需要に対応した、「 I S M 折返し 」、「 M D F 接続 」のような完全定額制のアンバンドル機能は既に提供中であり、諸外国と比較しても遜色のない内容であると認識しております。
 - (２) 従量制接続料の料金体系でも、接続事業者がユーザ向けにインターネット向けのサービスを提供することは可能であると考えております。
 - (３) 電話交換機等の設備に与える影響などを考慮すると、電話網における定額制接続料の導入は慎重な検討が必要です。
- (N T T 東西)

定額接続料の問題の根本は、消費者からのインターネット接続などの利用のための市内定額制料金の要望が強いにもかかわらず、接続料金が従量制であるため N T T 東西以外の事業者は提供が困難であること、また N T T 東西は定額料金に利用時間の制約を設けるなど、その要望に十分に答えてこなかったことにあると認識しております。

しかし、A D S L やフレッツ I S D N などの定額制インターネット接続サービスの出現により、その根本に大きな変化があったことも事実であり、それにより消費者の要望が十分に満たされるようになるのであれば、定額接続料の必要性は薄れるものと考えます。N T T 東西以外の第 １ 種通信事業者も接続ルール見直しに関する意見のなかで定額接続料の設定に対して慎重な意見を述べており、すぐに導入する必然性はないと考えますが、定額制インターネット接続サービスが普及してもなお消費者から市内定額料金の要望が強いのであれば、改めて検討する必要があると考えます。

４．公衆網における事業者向け割引料金について

(１) 事業者向け割引料金の定義は以下の２種類であるとの前提で、意見を述べさせていただきます。

キャリアズレート - P O I (端末回線線端接続) を介して相互接続しているが、ユーザと同様のエンドエンドの設備形態となっているため、アンバンドルされた機能毎の接続料を適用できない場合の接続料金

再販売料金 - P O I を介しての相互接続はしておらず、弊社がユーザ約款ベースで他事業者に役務提供し、それを他事業者がエンドユーザに役務提供する場合の料金

(２) 電話通話料へのキャリアズレートの導入は、不要と考えます。

(３) 電話通話料への再販売料金の導入については、実質的な再販売料金である異名義割引サービスを提供することとしており、これにより容易に同様の効果を得ることができるものと考えます。

(４) 更に電話サービス基本料へのキャリアズレートや再販売料金の導入は、慎重に検討すべきと考えます。

(５) データ役務へのキャリアズレート及び再販売料金の導入は、必要ないものと考えます。

(N T T 東西)

長期増分費用の導入により、交換機間接続を行っており、長期増分費用接続料金の適用を受けられる第１種通信事業者と端末回線接続よりぶつ切り料金となる第２種事業者との競争上の不公平は広まっており、この不公平を是正するためにもキャリアズレートの設定は必須であると考えます。アメリカの１９９６年電気通信法で相互接続、アンバンドルとともに卸料金の設定をＩＬＥＣに義務付けているように、競争促進にはキャリアズレート及び再販売料金の設定が必須であると考えます。

特に、基本料金部分は N T T 東西の完全独占分野であり競争の洗礼を全く受けていない部分であり、追加費用が全く発生していないと考えられるプッシュホンなどに法外な料金を設定しているなど、独占ゆえに効率化、サービス向上が行われていないと考えられる部分であります。キャリアズレートや再販売料金を設定されれば、他事業者が他サービスとのバンドルや大口割引などを設定することにより利用者利益は向上し、また N T T 東西にも、サービス向上、効率化のインセンティブが生じると考えます。

また、N T T 東西の主張によれば異名義割引を設定しているので再販売価格の設定は不要とのことですが、これは大口割引であり控除されるのは規模が大きくなることにより削減されるコスト見合いであり、小売にかかる営業費用が控除されるべき再販売価格と

は全く異なるものであると考えます。

５．接続関連費用負担の考え方

(１) 全事業者が広く薄く費用負担すべき機能とは、従来通り、「網として基本的に具備すべき機能であって、多数の事業者が共通的に利用でき、現に利用している機能」とすべきであると考えます。

(２) 以下のような性格を有する機能は、網使用料ではなく網改造料として当該機能を利用する事業者の個別負担とすることが適当であると考えます。

本来は、接続事業者側で具備すべき機能（例；伝送路振分装置、事業者間精算の一部機能）

特定事業者のみが利用する機能

長期増分費用モデルに含まれていない機能（例；今後の技術革新で導入されるような機能）

(NTT東西)

全事業者が広く薄く費用負担すべき機能とは、「他事業者が指定電気通信設備に相互接続するために必要な機能」とすべきであり、「多数の事業者が共通的に利用でき、現に利用している機能」との限定をおこなうことは、新規参入事業者に対して参入障壁となる可能性が高いと考えます。相互に接続するという主旨からも、接続に必要な機能はそれぞれの事業者の負担において用意すべきであり、個別に負担を求めることは適切でないと考えます。

多くの事業者が利用できる又は利用している機能については、網使用料として広く薄く負担する事が適当であると考えます。具体的には以下の４点を新たに網使用料とすべきであると考えます

(１) 事業者間精算機能

(２) 網同期クロック供給機能

(３) 加入者交換機接続におけるあふれ呼の中継交換機迂回接続機能

(４) 加入者交換機機能メニュー利用機能

(日本テレコム)

上記意見に賛成いたします。

6. その他

情報の公開について

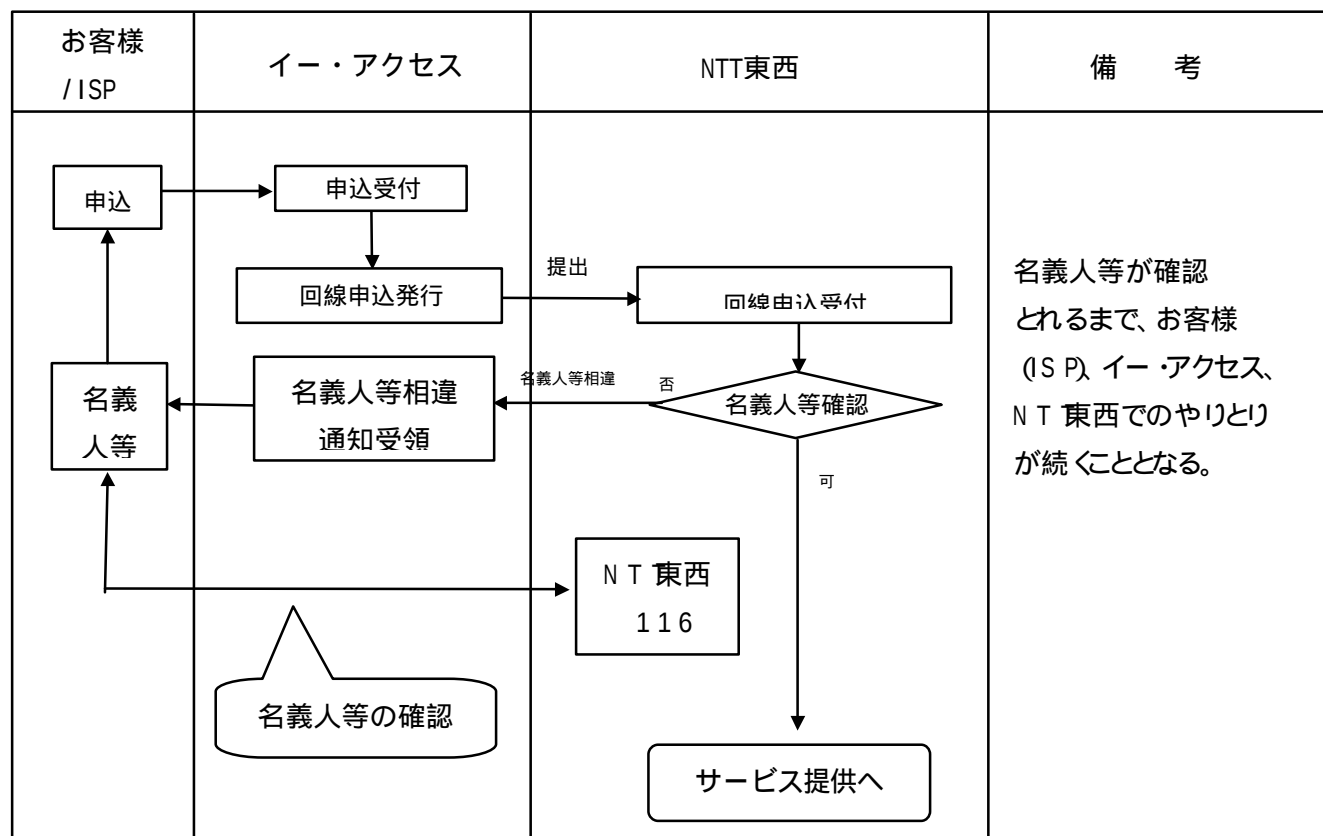
また、A D S L サービスを申込むにあたっては、名義人及び名義人住所を記入する必要がありますが、マイラインにおいては名義人のみであり、名義人住所を記入する必要はありません。申し込まれる方のなかには正確な名義人あるいは名義人住所を把握していない場合があり、回線の開通が遅れる大きな原因となっています。開通までの手順の円滑化のために、N T T 地域会社に、マイラインと同様に名義人住所の記入は不要としてもらうことを要望いたしましたが、それはできないとの回答をいただいております。何故 A D S L サービスでは名義人住所が必要な一方、マイラインでは不要であるのか、経緯含め検証する必要がありますとともに、今後の A D S L サービス普及のためにも名義人に係る情報の他事業者への公開に向けた議論が必要であります。

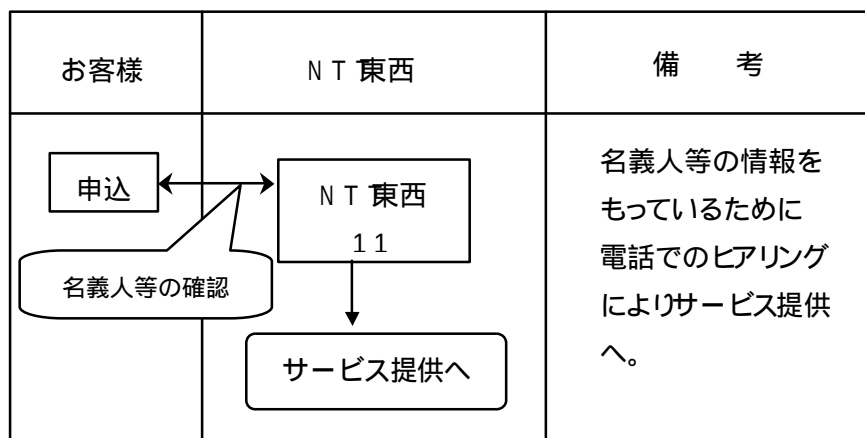
(イー・アクセス)

弊社の意見に補足いたします。

A D S L サービスを電話に重畳して提供する場合、加入電話の名義人と名義人住所を申込書に明記して N T T 東西に申し込みを行います。現状約 2 ～ 3 割のお客様が名義人や名義人住所の記入を間違えます。そのほとんどは単純な記入ミスではなく、お客様が名義人及び名義人住所を正確に把握していないためであり、その場合お客様に連絡を取り、お客様より N T T 東西の 1 1 6 番に電話をしていただいて確認をいただいたのち弊社に通知していただく必要があります。結果的にフレッツ A D S L をお客様が申し込む場合に比べ、下記のような差が生じているのが現状です。

イー・アクセスの場合





そのために、結果的にN T T東西のフレッツA D S Lと競争上の不平等が生じております。このような不平等を解消するために以下のような措置がとられるよう、要望をいたします。

要望措置案その１：名義人情報D BにA D S L事業者がアクセス可能とし、A D S L事業者が名義人及び名義人住所確認作業をおこなうことを可能とする。

要望措置案その２：上記措置が時間がかかるようであれば、暫定案として、名義人及び名義人不備の場合、正しい名義人及び名義人住所をA D S L事業者へに通知し、確認作業を行うことを可能とする。